平成２５年（フ）第１３９号
岐阜県中津川市付知町7635番地２
債務者　松野　　保
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木曽琢也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９号
埼玉県八潮市大字南川崎287番地13
債務者　瀬谷　克巳
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
愛知県知多郡武豊町字二ケ崎１丁目45番地５
債務者　松尾　幸政
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５８９号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地11―505、前住所京都市伏見区下鳥羽北円面田町155番地　クレセント21―302号
債務者　松宮　　舞（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　繁一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1643番地372
債務者　鈴木　　純
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３７７号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地19番204号
債務者　藤堂　　孝
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６６５号
札幌市北区北27条西15丁目２番23号　静ハウス203号、住民票上の住所札幌市豊平区中の島２条10丁目６番１―203号
債務者　小玉　明則
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
愛知県豊橋市船町128番地　303
債務者　指宿　賢治
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１６４８号
埼玉県さいたま市南区大字広ヶ谷戸48番地18、旧住所埼玉県川口市大字安行領根岸947番地の６
債務者　関口　眞二
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷463番地７
債務者　関口　秀幸
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷463番地７
債務者　関口　秀子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
長野県木曽郡王滝村2500番地の１
債務者　小山　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松寿美枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第８０号
東京都杉並区浜田山４丁目２―18―205
債務者　芦田　直衛
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高中　正彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２８９号
愛知県豊橋市大岩町字大穴114―38、住民票上の住所愛知県豊橋市曙町字測点201番地の２
債務者　伊藤登世子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２９６号
愛知県豊橋市大岩町字大穴114―38、住民票上の住所愛知県豊橋市曙町字測点201番地の２
債務者　伊藤　　徹
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第７号
岡山県都窪郡早島町早島4522番地30
債務者　東　　幸平
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
岡山県倉敷市連島町鶴新田418番地１
債務者　藤原真梨子（旧姓港元）
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係